

**出雲崎町  
避難行動要支援者避難支援計画**

**平成26年10月**

**出雲崎町**



## 目次

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	定義	
(1)	避難行動要支援者	1
(2)	避難行動要支援者名簿	2
(3)	避難支援等関係者となる者	2
(4)	支援者	3
4	避難行動要支援者支援の基本的な考え方	
(1)	避難行動要支援者の現状	3
(2)	避難行動要支援者名簿の作成	3
(3)	避難行動要支援者名簿の共有	4
(4)	避難支援等体制の整備	6
(5)	多様なニーズへの対応	8
(6)	避難行動要支援者の自助	8
(7)	平常時の行政システムや地域活動との連続性の確保	8
5	日頃の備え	
(1)	食料品、生活用品等物資の備蓄	9
(2)	指定避難所の整備	9
(3)	福祉避難所の指定	9
(4)	支援者体制の強化	9
(5)	避難行動要支援者自らの備え	10
(6)	避難行動要支援者の避難場所	10
(7)	避難場所までの避難路の整備	10
(8)	防災訓練の実施、計画の見直し	10
6	災害時の対応	
(1)	情報伝達	11
(2)	支援者の安全確保	11
(3)	安否確認、救助・避難誘導の実施	11
(4)	指定避難所の開設	12

(5) 指定避難所での避難行動要支援者の引継ぎと見守り体制 .....	1 2
(6) 福祉避難所への搬送 .....	1 2

#### 様式

申出書 .....	1 3
避難行動要支援者名簿掲載及び外部提供同意確認書 .....	1 4
避難行動要支援者名簿（未同意者名簿） .....	1 5
避難行動要支援者個別計画書 .....	1 6

#### 参考資料

避難支援フロー .....	1 7
避難行動要支援者の基準・同意確認方法 .....	1 8
名簿の整備及び管理フロー .....	1 9
個別計画作成フロー .....	2 0

## 1 計画の目的

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）の公布により、高齢者、障害者等特に配慮を要する者は「要配慮者」と定義された。そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」とし、その把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿等の作成が市町村に義務付けられた。

一方、本町においては「出雲崎町災害時要援護者避難支援プラン」を平成 19 年度に作成し、災害時要援護者対策を図ってきたが、年々高齢化が進む中、毎年のように発生する風水害、今後またいつ発生するか予想が困難な地震及びこれに起因する津波災害、そして、今なお多くの避難を余儀なくされている原子力災害など、多様化する災害において被害を減らすためには、「自らの命は自ら守る」自主防災の考え方（自助）を基本的な考え方としたうえで、地域で助け合う（共助）必要がある「避難行動要支援者」を把握し、支援する重要性がますます高まっている状況といえる。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「指針」という。）」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

## 2 計画の位置づけ

本計画の上位・関連計画等として、下記のものあげられる。

国の定める「災害対策基本法（以下「災対法」という。）」、「指針」と町が定める「出雲崎町地域防災計画（以下「防災計画」という。）」、「出雲崎町災害対策本部条例」、「出雲崎町個人情報保護条例」

## 3 定義

### (1) 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが特に必要とする者を避難行動要支援者とし、その範囲は、生活の基盤が自宅にあり、本人もしくは世帯の状況により、次のように分類される。

① 要登録者

次のいずれかの要件を満たすものであり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障害者のみ世帯及び高齢者・障害者のみ世帯に属する者

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 上記以外で行政区（自主防災組織）が特に支援を必要と認める者

② 登録配慮者

次のいずれかの要件を満たすものであり、かつ要登録者に該当しない者の中で、本人もしくは家族の意思により、特に支援を必要とする者

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神保健福祉手帳1級の交付を受けている者

オ 上記以外で町又は行政区（自主防災組織）が特に配慮を必要と認める者

③ 原子力災害時要登録者

原子力災害時に広域避難を実施する手段がない者（世帯員全員が自家用車を所有、使用していない世帯に属する者のなかで、広域避難の際、知人、親戚等が所有、使用する自家用車に同乗することができない者）

(2) 避難行動要支援者名簿

災対法第49条の10第1項に基づき、防災計画の定めるところにより作成する名簿である。

また、避難行動要支援者名簿には次の事項を記載する。

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所又は居所

⑤ 電話番号その他の連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする事由（避難行動要支援者該当要件）

⑦ その他避難支援等の実施に際し、町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次のとおりである。

① 町関係課

- ② 行政区（自主防災組織）
- ③ 民生委員
- ④ 消防団
- ⑤ 消防署
- ⑥ 警察署
- ⑦ 社会福祉協議会
- ⑧ 地域包括支援センター

#### (4) 支援者

避難支援等関係者のうち、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行うことで当該避難行動要支援者を直接支援することとなった者をいう。

## 4 避難行動要支援者支援の基本的な考え方

### (1) 避難行動要支援者の現状

阪神・淡路大震災で明らかとなったように、大規模な災害時には、消防、警察、さらには自衛隊といった公的な機関による救助・救援活動には限界があり、「自らの命は自ら守る」自主防災の考え方（自助）が基本となる。また、自助では対応が困難な人については、家族や地域で助け合う（共助）必要がある。

しかし、近年の社会情勢により多様化されるライフスタイルに伴うコミュニティの脆弱化や進む高齢化により、共助による支援体制の整備自体が困難になってきている地域もあり、早急な実効性ある対策は困難と言わざるを得ない。

このため、本町においては、避難支援等関係者がともに連携を図りながら情報共有に努め、避難行動要支援者本人及び家族のみならず、地域社会全体での同意形成を図りながら、真に支援を必要とする支援対象者を抽出し、地域における集中した避難行動要支援者の情報共有や避難支援等体制を構築することが必要となっている。

### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

#### ① 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

種別ごとの情報の把握・管理については次に示す町関係課で実施し、それらの情報を町総務課が集約・整理すると共に、町で把握していない情報が必要な場合、町関係課は災対法第 49 条の 10 第 4 項に基づき当該情報を把握している関係機関に対し、情報の提供を要請する。

なお、避難勧告発令時等には、対象区域内の避難行動要支援者を迅速に特定・把握するためには、住所情報に加えて地図情報が不可欠である

ことから、町関係部局で把握している既存の情報について、電子データ、GISにより情報管理を行う。

ア 総務課

行政区（自主防災組織）などから提供される情報

イ 保健福祉課

要介護認定、身体障害者手帳、療育手帳及び保健福祉手帳を受けていて、生活の基盤が自宅にある者、また、それらの者について把握している情報の中で、特に支援を行う上で必要と思われる情報

ウ 町民課

住民基本台帳情報及び世帯位置情報（GIS上で管理）

② 避難行動要支援者名簿の作成

町総務課は、以下の方法により同意を得た者を行政区ごとに取りまとめ、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 要登録者への同意確認

要登録者は、客観的に見て支援を必要とする状況であることから、原則として避難行動要支援者名簿へ掲載するものとし、要登録者本人が、どうしても名簿情報の提供を望まない場合は掲載しないものとする。

イ 登録配慮者への同意確認

全員に避難行動要支援者名簿掲載の同意確認の案内を送付し、避難行動要支援者要件に該当する本人及び家族からの申請により同意を得る。

なお、制度についての理解が十分でない場合も考えられることから、新たに避難行動要支援者要件に該当する本人及び家族から意思表示のない場合は、民生委員が制度説明を行う。

ウ 原子力災害時要登録者への同意確認

広報誌、ホームページ、行政区（自主防災組織）からの呼びかけ等により制度の周知を図ったうえで、本人又は家族等からの申請により同意を得る。

③ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は避難行動要支援者の把握に努め、最新に保つことが重要である。

このため、毎年度期日を設けて名簿の更新を行うこととする。

また、行政区（自主防災組織）及び消防団等の地域団体による見守り体制を支援し、個人情報の保護に配慮しながら地域内の避難行動要支援者を把握しておくよう働きかける。



### (3) 避難行動要支援者名簿の共有

#### ① 事前の避難行動要支援者名簿の共有

本町は、総務課を中心に避難行動要支援者に関する多くの個人情報保有しており、通常、これらの情報は、利用目的が限定されており、第三者に提供することも禁じられている。

一方、避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを迅速に行うには、その対象者を事前に把握し、避難支援等関係者側で情報を共有する必要があり、東日本大震災では情報共有の重要性が改めて指摘されることとなった。

このような状況を受け、災対法第 49 条の 11 第 2 項において、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者にあらかじめ提供することとされている。

なお、災対法第 49 条の 13 の規定により、これまで特に法令上の守秘義務を課されていなかった行政区等も含め、避難行動要支援者名簿の提供を受けた場合は、秘密保持義務が適用されることになる。

本町においては、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を共有することとする。

これに当たっては、秘密保持義務に関する十分な説明を行い、適切な対応を求めたうえで、当該避難支援等関係者が担当する地域の避難行動要支援者の情報に限ることが、法令順守のみならず、避難行動要支援者本人の協力を得るうえで重要であるとの認識に立ち、情報の共有を図る。

#### ② あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制

何らかの事情により平常時の情報共有を望まない者がいる場合、本人の意思は尊重する必要があるものの、当人の避難支援の必要性を把握していながら放置することは適切ではない。

そのため、要登録者本人が、どうしても名簿情報の提供を望まない場合は、避難支援等関係者と共有する名簿とは別に情報提供を望まない者の名簿（未同意者名簿）を作成し、平常時は町総務課及び保健福祉課で保管・更新しておくこととし、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、当該要登録者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、行政区（自主防災組織）、消防団、民生委員に名簿情報を提供して安否確認や避難支援を要請する等の対応策を検討することとする（災対法第 49 条の 11 第 3 項）。

ただし、このような切迫した状況において初めて情報提供を受けた場合に実施できる支援は限られていると考えられるため、町保健福祉課は、

情報提供を望まない者に対し、ケアマネージャー、計画相談支援員及び民生委員等を通じて、避難行動要支援者名簿掲載への同意を働きかけるものとする。

③ 災害時における名簿情報の提供

災害対応の支援を行うため町に派遣されている自衛隊の部隊や他の都道府県からの応援部隊等、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、発災時に本人の同意の有無に関わらず緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。

そのため、これらの者に名簿情報を提供する場合は、その際に名簿情報の管理責任者を把握し、また活動終了後は返却（又は廃棄）を求める等情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

また、災害時には、災害ボランティアをはじめ、様々な支援者が被災地を訪れ、なかには「被災者のニーズ調査を行うので高齢者のリストがほしい」などの要望が行政に寄せられる例もある。

これらの者は身分が必ずしも明らかでない場合が少なくなく、情報漏えいの防止措置をとることも困難であるため、災害ボランティアセンター等に寄せられた本人からの支援要請に限って必要最小限の情報を提供するなど、個人情報の管理には十分留意する必要がある。

④ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防ぐために講じる措置

町総務課は、名簿情報の漏えいの防止（災対法第 49 条の 12）のため、次の措置を講じる。

ア 災対法に基づく避難支援等関係者の守秘義務についての周知徹底

イ 受け取った避難行動要支援者名簿の原則複製禁止

ウ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合、団体外部への情報漏えいの防止についての指導

エ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないための注意喚起

オ その他名簿情報の漏えい防止に必要な措置

(4) 避難支援等体制の整備

災害発生時、行政による支援体制（公助）が整うまでには、一定の時間を要するうえ、人的体制を含めて対応能力等に限界がある。そのため、自らの命は自ら守る（自助）ことを基本とし、支援が必要な者に対しては、避難支援等関係者を中心とした地域で助け合う体制（共助）の構築が不可

欠である。

とりわけ、災害時の避難や救助は人命がかかっていることから、町は、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を図るため、個別計画の作成を支援する。

支援体制の整備や個別計画の作成に当たっては、あらかじめ制度の仕組みや内容について広報や地域での説明会等を行い、避難行動要支援者本人及びその家族、地域住民等の理解を求める必要がある。

なお、避難行動要支援者の状況に応じて

- ・ 情報伝達を徹底すれば自力で避難可能な者
- ・ 安否確認が必要な者
- ・ 避難のための移動支援が必要な者

などに区分し、避難支援の対象者と内容を整理することで効率的に取り組む必要がある。

また、避難行動要支援者への情報伝達については、多様な伝達手段の確保が求められる。

例えば、聴覚障害者は目に見える情報、視覚障害者には音声による情報など、個々のニーズに応じた情報伝達手段が必要である。

そのため、災害情報及び避難情報等が正確に伝達されるよう、防災行政無線、メール配信、インターネット、広報車の活用など状況に応じた伝達体制の整備を図る。

#### ① 地域における体制整備

行政区（自主防災組織）を基本として、当該地域で活動する避難支援等関係者の参画を得て、次のとおり地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援する体制を整備する。

##### ア 活動内容

###### (ア) 平常時の活動

###### a 個別計画の作成

行政区（自主防災組織）は、避難支援等関係者（個々の状況を知る町保健福祉課、民生委員及び地域包括支援センター等）の協力を得ながら、避難行動要支援者一人ひとりについて、災害発生時の情報伝達から避難行動の支援（避難所等への移動支援等）まで、一連の活動を想定した個別計画を作成する。

その際、避難支援対象者本人やその家族の意見を聞きながら、避難行動要支援者一人ひとりに複数名の支援者を当該避難行動要支援者の付近の住民から選任するよう努める。

近隣住民から支援者を確保することが困難な者においては、消

防団等への協力依頼や行政区間での協力体制を整えるなど、柔軟な対応を図る。

b 見守り体制

避難行動要支援者の状況把握のため、行政区内で見守り体制を検討する。

c 避難行動要支援者が参加した防災訓練の実施

個別計画の検証を行うこと等を目的として、避難行動要支援者本人が参加した防災訓練を実施する。

訓練により発見された課題等は個別計画の見直しに活用する。

d 資機材の整備

自主防災組織は、避難行動要支援者の救出、避難誘導等に係る資機材の配備について、必要に応じて、町の支援の活用も含めて検討する。

e 連絡体制の確立

緊急時において早期に支援活動等を行うことができるよう、行政区内及び消防団、他行政区の代表者との連絡体制の確立を図る。

(イ) 災害発生時の活動

避難支援等関係者は、個別計画に基づき避難行動要支援者の避難支援等にあたる。

② 町における体制整備の支援

町は、平常時には、行政区（自主防災組織）における個別計画の作成、訓練の実施及び資機材の配備等について支援する。

また、作成された個別計画は、避難行動要支援者本人又はその家族、必要最低限の町関係課及び個別計画で定めた避難支援関係者とで情報共有を図る。

(5) 多様なニーズへの対応

避難行動要支援者には、それぞれの状況により、災害発生時には、適切な行動がとりにくい個々の特徴があり、特別な配慮が求められる。

このため、避難行動要支援者が持つ多様なニーズを迅速、的確に把握し、それに応じたきめ細かな支援を行う。

例えば、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等に対しては、消防署、病院など関係する機関と連携し、支援者とともに、病院等への搬送方策などを明確にしておく。

(6) 避難行動要支援者の自助

避難行動要支援者は、常に一方的に支援を受けるというだけではなく、それぞれの持つ能力を生かし、当事者間で話し相手になったり、励ましあ

ったり、勇気づけたりすることで、当事者同士の大きな心の支えになり、助け合って災害を乗り越えるといったことも大切である。

#### (7) 平常時の行政システムや地域活動との連続性の確保

避難行動要支援者に対しては、平常時から福祉行政で様々なサポートを行っていることから、災害時の対応を平常時の福祉行政の延長線上で捉えて体制を構築していくことが効率的である。

例えば、一人暮らし高齢者の見守り体制づくりを通して得られた情報は、災害時の避難支援にも役立てることが可能である。また、介護保険制度が創設されたことにより、介護保険サービスにかかる社会資源の充実が図られており、こうした資源を有効に活用することも望まれる。

### 5 日頃の備え

#### (1) 食料品、生活用品等物資の備蓄

乳幼児用の粉ミルクや離乳食、そしやく能力や食物アレルギーに配慮した食料品及び障害者用のトイレなど、それぞれの事情に配慮した物資の備蓄を検討・実施する。

#### (2) 指定避難所の整備

町の避難所に指定されている施設（以下「指定避難所」という。）については、構造部材・非構造部材の耐震化のみならず、全ての避難者にとって有益となるよう、バリアフリー化や防災機能の向上にも配慮した整備を行うよう努める。

#### (3) 福祉避難所の指定

一般の避難所は、階段や段差が多いこと、多目的用トイレがないことなど、必ずしも避難行動要支援者に配慮したものとはなっていない場合が多い。また、常時、介助が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。

このため、長期避難の際に相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整えた施設を「福祉避難所」として指定するよう努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化された施設が対象となる。

これらの条件を踏まえ、本町は保健福祉総合センターふれあいの里を福祉避難所として指定する。

なお、特別養護老人ホーム等を福祉避難所として指定することについては、緊急入所等の場所を確保しておく必要があることを考慮して慎重に検討する。

#### (4) 支援者の体制強化

##### ① 知識の普及

行政区（自主防災組織）等に対して避難行動要支援者支援に係る地域の自発的な取り組みの促進を働きかけるほか、避難行動要支援者支援に関する知識の普及を図る。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座等の機会を利用するなど、避難行動要支援者の援助方法を習得するための研修等を実施し、地域住民等へ避難行動要支援者に関する知識の普及を図る。

##### ② 避難体制支援

避難行動要支援者の安否を知らせる安否札を作成・配布するとともに自主防災組織が避難行動要支援者の救出、避難誘導等に係る資機材の購入について支援する。

#### (5) 避難行動要支援者自らの備え

自分の身は自分で守る観点から、避難行動要支援者自らの日頃の備えも大切であるため、避難行動要支援者に対し、自らの備えの大切さを啓発する。

##### ① 良好な関係の構築

避難行動要支援者及びその家族は、常に近隣住民との良好な近所づきあいを心がけ、コミュニケーションをとることにより、避難支援等関係者が支援体制を構築しやすい環境づくりに努める。

##### ② 災害への備え

家具の転倒防止や救助を求める際に使用するホイッスル、携帯電話の携行及び避難行動要支援者本人の状態に合った食料品の備蓄など、自分でできる範囲で災害への備えに努める。

#### (6) 避難行動要支援者の避難場所

身の安全を図るため避難する場所（指定避難所も含む。以下「避難場所」という。）は、災害の種類によって異なるため、防災計画等に定める避難の基本的な考え方に沿った避難行動を基本とする。

また、状況によっては、自宅内で安全な場所や近所の安全な建物など家屋内に留まって安全を確保することも考慮する。

#### (7) 避難場所までの避難路の整備

あらかじめ個別計画を作成する中で、未舗装である、照明がない等の理由により、避難場所までの避難路が不十分な場合、町は道路管理者及び避難行動要支援者と協議し、避難路の整備に努めることとする。

#### (8) 防災訓練の実施、計画の見直し

避難行動要支援者も参加し、個別計画を踏まえた地域ぐるみの防災訓練

等を実施することにより、実効性のある避難行動要支援者支援体制の確立を図る。

また、訓練の際に発見された課題等については、これを検証し、必要に応じて本計画や個別計画を見直すことで、より避難行動要支援者の円滑な支援が可能となるよう努める。

## 6 災害時の対応

### (1) 情報伝達

町は、避難行動要支援者の避難には時間を要することを考慮し、状況に応じて注意喚起情報を提供するとともに、土砂災害においては、県の土砂災害前ぶれ注意情報や気象庁の警報、気象会社からの予測等、また、原子力災害においては、原子力発電所事故の進展状況を受け、災害が発生する恐れのある場合は避難勧告に先立って、防災計画に基づき避難準備情報を発表し、避難行動要支援者の早期避難を促す。

なお、町が情報伝達を行う際には正確に伝達されるよう、防災行政無線、メール配信、インターネット、広報車の活用等できる限り多様な手段を用いる。

### (2) 支援者の安全確保

支援者は個別計画により避難行動要支援者の避難の支援を行うこととなるが、この支援は、あくまで地域の助け合い（共助）の活動であり、当該支援者及びその家族の安全を確保したうえで実施されるべきものである。

支援者は自らが担当する避難行動要支援者を全力で助けようとするが、災害の状況によっては助けられない可能性もある。

このことから、個別計画を作成する際には、ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の支援者を選定することにより、助けられない可能性を低減するよう努めるとともに、避難行動要支援者本人及びその家族にも、この点について十分に理解を求める必要がある。

### (3) 安否確認、救助・避難誘導の実施

行政による支援体制が整うまでには、一定の時間を要することから、災害発生直後の避難行動要支援者の安否確認、救助及び避難誘導は、地域住民や消防団等の支援者が対応することとなる。

町は、避難支援等関係者を通じて避難行動要支援者の安否確認を行い、救助・避難誘導に遺漏のないよう努めるとともに、救助及び避難誘導が必要な場合は、迅速に救助し、指定避難所等に避難誘導するよう働きかける。

また、被災状況によっては、避難支援等関係者の機能が著しく低下、または機能しないことも考えられる。その場合には、自衛隊等に協力を要請

し、所在情報等に基づき、可能な限り迅速に救助及び避難誘導を行う。

なお、支援者は、すでに避難を実施した避難行動要支援者について、二重捜索とならないよう安否札の活用等により、避難支援等関係者相互の情報共有に努める。

#### **(4) 指定避難所の開設**

町は、避難準備情報を発表するにあたり、事前に指定避難所の被害状況等を確認したうえで開設する。

その際、避難行動要支援者が滞在できるようなスペースの確保に配慮する。

#### **(5) 指定避難所での避難行動要支援者の引継ぎと見守り体制**

避難行動要支援者が円滑な避難生活を送り、災害関連死を避けるため、指定避難所の責任者等が必要な配慮（特別食の提供や福祉避難所への搬送等）を行えるよう、避難行動要支援者及びその支援者は当該避難行動要支援者の情報を当該避難所の責任者に引き継ぐこととする。

引き継ぎを受けた責任者は、その情報を適切に管理するとともに、避難所運営の際の見守り体制等に活用する。

#### **(6) 福祉避難所への搬送**

指定避難所や自宅で生活することが困難な避難行動要支援者については、速やかに福祉避難所へ搬送する。



# 申 出 書

出雲崎町長

様

私は、私の個人情報を知られたくないため、避難行動要支援者名簿への登録については、同意いたしません。

平成 年 月 日

住 所 出雲崎町

フリガナ

氏 名

電話番号

◎ 本人が自書できない場合の代理人

フリガナ

代理人氏名

連 絡 先

(本人との続柄 )

## 避難行動要支援者名簿掲載及び外部提供同意確認書

住所又は居所	出雲崎町大字	行政区	
フリガナ		生年	明治・大正・昭和・平成
氏名	男・女	月日	年 月 日生
電話番号		携帯電話番号	
ファックス番号		メールアドレス	
原子力災害時に広域避難を実施する手段がない者（世帯員全員が自家用車を所有、使用していない世帯に属する者のなかで、広域避難の際、知人、親戚等が所有、使用する自家用車に同乗することができない者）は右の□にチェックしてください。			<input type="checkbox"/>
名簿に掲載される内容	①上記記載内容 ②町が把握する避難支援等を必要とする事由（要介護、身体（障害の種類）・知的・精神障害など） ③その他避難支援等の実施に際し、町長が必要と認める事項		
名簿情報を提供する避難支援等関係者	①町、②行政区（自主防災組織）、③民生委員、④消防団、⑤消防署 ⑥警察署、⑦社会福祉協議会、⑧地域包括支援センター		

平成 年 月 日

出雲崎町長 様

避難行動要支援者名簿への登録に同意されますと、上記の個人情報を記載した名簿について、災害対策での活用を目的に、避難支援等関係者へ情報提供されることとなります。

また、この名簿に基づいて、あなたの災害発生時の情報伝達から避難行動の支援（避難所等への移動支援等）まで、一連の活動を想定した個別計画を作成し、その情報は支援者で情報共有します。

以上のことについて…

同意します。

趣旨を十分に理解した上で、同意しません。

署名 \_\_\_\_\_（続柄 \_\_\_\_\_）

※本人が直筆できない場合または未成年の場合は、家族、親族及び成年後見・保佐・補助人の方で代理の署名をお願いします。なお、代理署名者名及び続柄については名簿に登録されません。

※同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。

※支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

※個別計画を作成するため、避難支援等関係者が調査を行う際は、ご協力ください。

**避難行動要支援者名簿（未同意者名簿）**

番号	行政区	氏名	生年月日	性別	住所	電話番号等 連絡先	避難支援等を必要とする事由 (避難行動要支援者該当要件)	その他

## 避難行動要支援者個別計画書

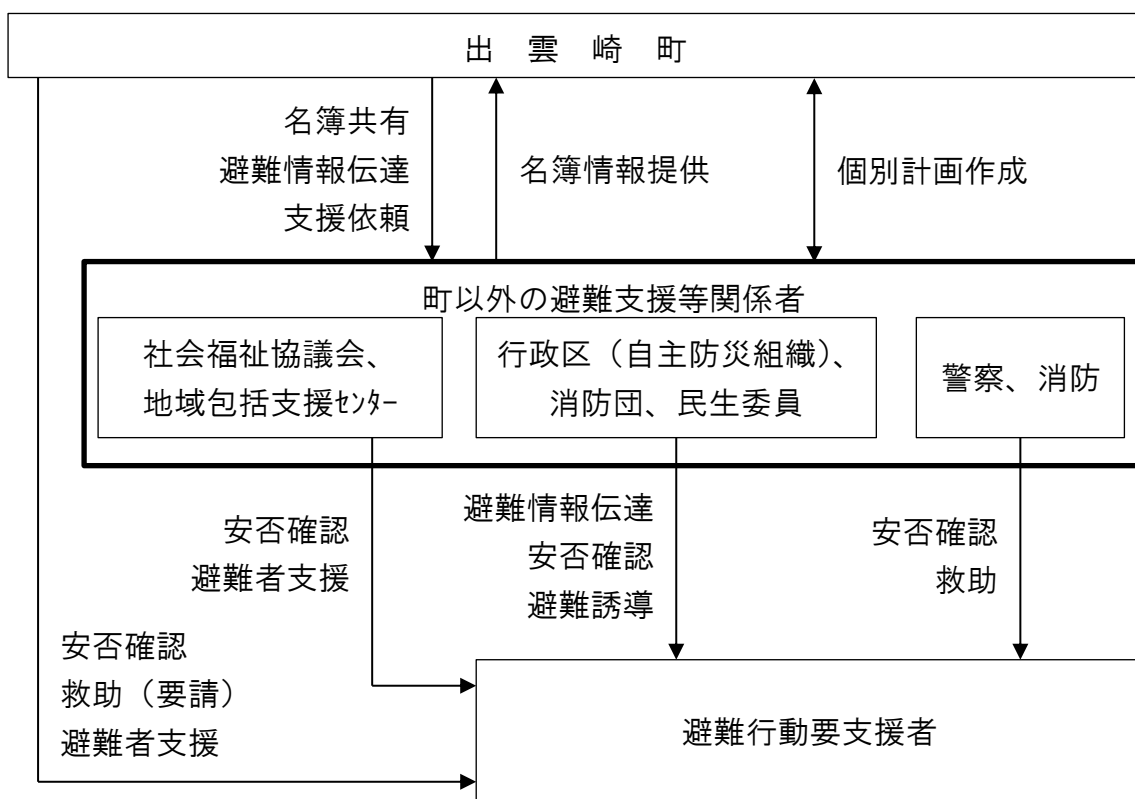
### 《避難行動要支援者情報》

住所又は居所	出雲崎町大字		行政区	
フリガナ		生年	明治・大正・昭和・平成	
氏名	男・女	月日	年	月 日生
電話番号		携帯電話番号		
ファックス番号		メールアドレス		
避難支援等を必要とする事由（避難行動要支援者該当要件）				

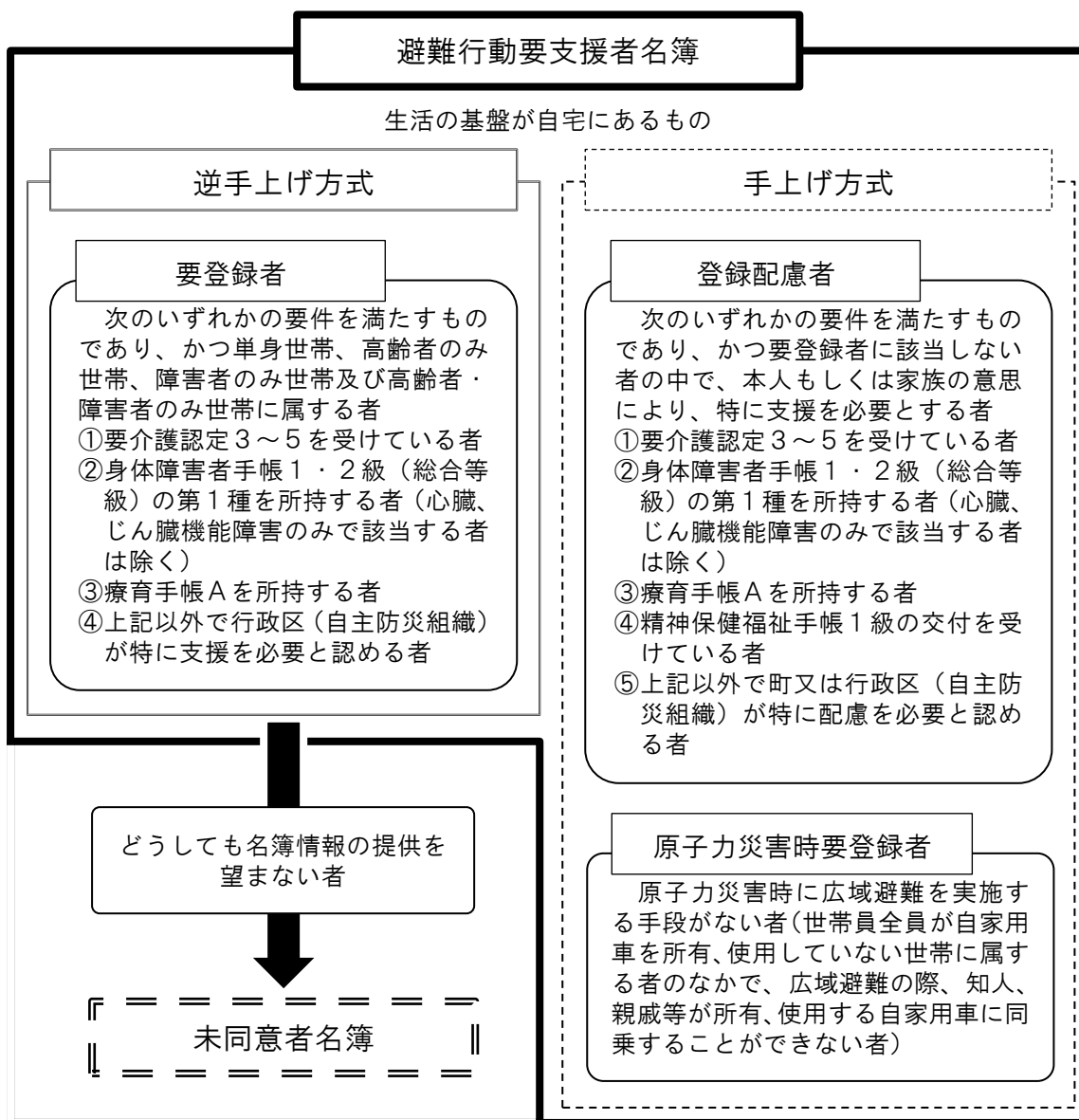
### 《支援体制》

行政区における支援者数	人	他避難支援協力関係者	消防団・民生委員・その他（ ）			
緊急時の連絡先	第1	フリガナ氏名	登録者との関係（ ）	住所	〒 ☎	
	第2	フリガナ氏名	登録者との関係（ ）	住所	〒 ☎	
	第3	フリガナ氏名	登録者との関係（ ）	住所	〒 ☎	
想定される危険性	土砂災害警戒区域指定	有・無	自宅の耐震化	有・無	津波	有・無
想定避難支援行動 ※該当する支援に○	1 情報伝達が必要な者…情報伝達手段（ ） 2 避難に支援が必要な者…支援内容（ ） 3 その他（ ）					
風水害避難所			移動手段			
地震避難所			移動手段			
津波避難場所			移動手段			
風水害時の緊急対応で身を寄せる世帯	フリガナ世帯主氏名		住所			
			連絡先			
原子力災害時の避難支援行動 ※該当する支援に○	1 支援者の自家用車で広域避難実施 2 本人が自力で避難所まで移動可能 3 支援者の協力により避難所に移動 4 行政区内で定めた集合場所への移動を支援、町へ移送の要請を実施					
避難所			移動手段			
地区集合場所			移動手段			
乗合支援者 ※1に丸を付けた場合のみ記入	フリガナ氏名		住所			
			連絡先			
備考 ※注意事項、支援できない場合の対応等						

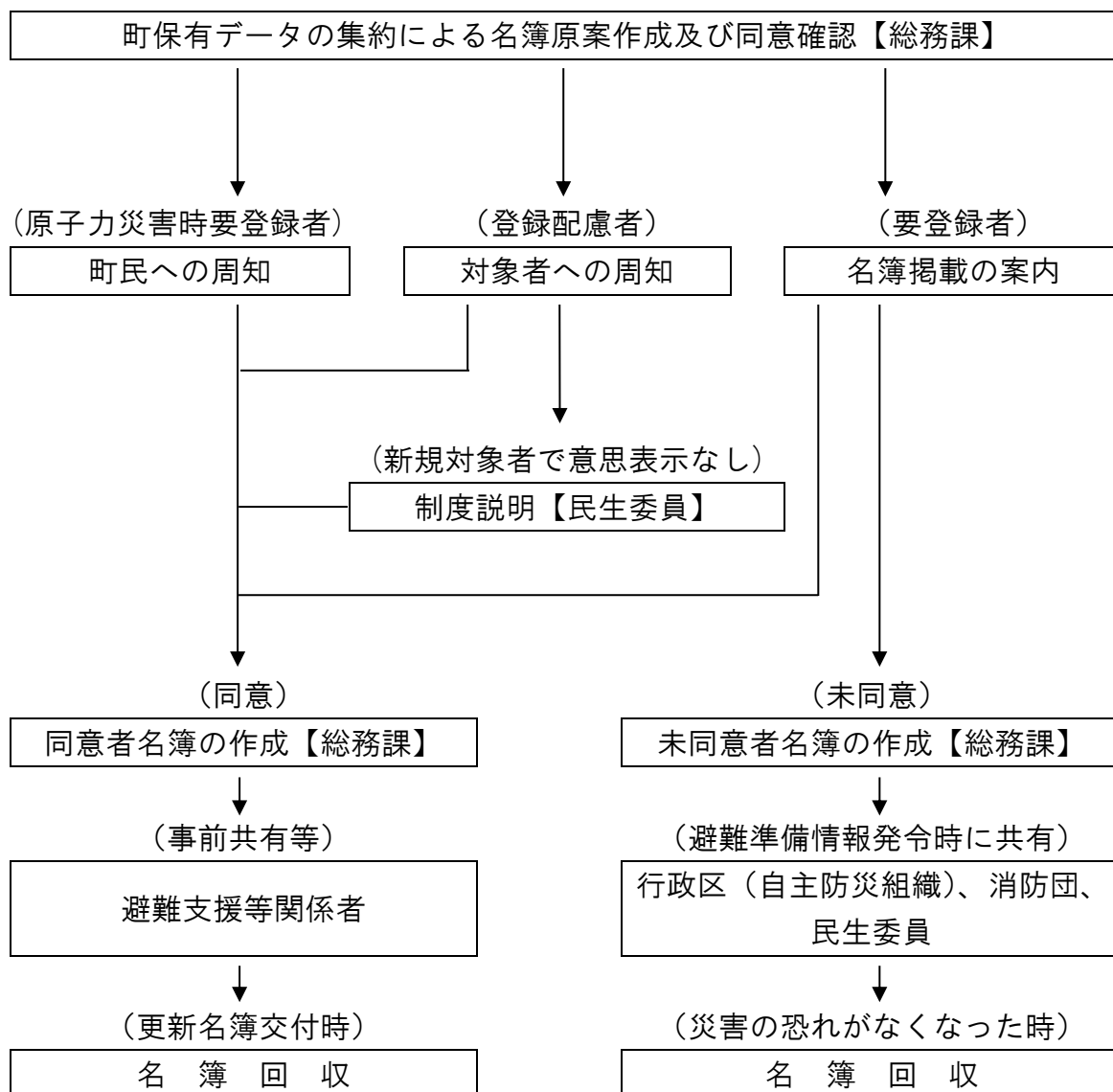
## 《避難支援フロー》



## 《避難行動要支援者の基準・同意確認方法》



## 《名簿の整備及び管理フロー》



## 《個別計画作成フロー》

